

仕 様 書	作成年月日	令和8年2月12日
	仕様書番号	—
	作成部隊名	自衛隊神奈川地方協力本部
件 名	厚木事業所ごみ処理	
履行期間	自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 3月31日	
履行場所	厚木市中町2-6-24 (ほていや第二ビル3F) 自衛隊神奈川地方協力本部厚木募集案内所	
履行内容	事業系一般廃棄物 (ダンボール含む) 及び瓶、缶等の処理	
処理要領 及び条件	<p>自衛隊神奈川地方協力本部 (厚木募集案内所) から排出される生ゴミ及び紙屑等を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、厚木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき次のように処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業系一般廃棄物 (ダンボール等含む) 及び瓶、缶、ペットボトル、布 (繊維、布類)、資源ゴミ (シュレツダー屑) をそれぞれ分別し、週1回水曜日午前中、受注者の指定する場所に搬出処理をする。 2 当事業所から履行指示がある場合は、その都度調整を実施する。 3 受注者は当該月分の搬出数量を月末にとりまとめた後、速やかに書面にて、官側に報告する。 4 天災地変又は特別の事情により搬出処理が不可能になった場合は、直ちに官側に報告し了解を得ること。 5 年間予定数量 : 約300kg 6 年間予定回収回数 : 48回 	
そ の 他		
備 考		